

『吉崎市建設工事標準請負契約書』の作成方法について

令和5年9月1日通知

(契約書(表紙) 6 契約保証金)

- 保証事業会社(西日本建設業保証(株))の保証書を添付する場合
『公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証』と記入する。
※保証書は原本を提出すること。
- 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合
『履行保証保険により免除』と記入する。
※保証額は契約金額の100分の10以上とすること。
※保証書は原本を提出すること。
- 契約金額が300万円未満の場合
『免除』と記入する。
- 現金納付の場合
納付した金額を記入する。(契約金額の100分の10以上)

※契約金額とは税込の金額をいいます。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- 契約金額が300万円未満の場合は契約書上部余白に『第4条抹消』と記入し、捨印を押印する。

(前金払)

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4(低入札要綱に定める調査を行い本契約を締結した場合は10分の2)以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 前払金を請求する場合、請求書に保証事業会社の保証証書を添えて提出する。
- 500万円以上の場合、コリンズの登録を行うこと。
- 契約金額が300万円未満の場合は契約書上部余白に『第35・36・37条抹消』と記入し、捨印を押印する。

(中間前払金)

第38条 受注者は、次に掲げる要件（以下この項において「要件」という。）をすべて満たす場合においては、第35条の規定により既に支払われた前払金に追加して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 中間前払金を請求する場合は、あらかじめ要件の認定を行うため、発注者に対して認定請求書を提出すること。発注者より認定結果を通知するので、その結果を踏まえ、請求書に保証事業会社の保証証書を添えて提出する。
- 契約金額が300万円未満の場合は契約書上部余白に『第38条抹消』と記入し、捺印を押印する。
- 契約金額が1,000万円以上の場合、『中間前払金（第38条）』か『部分払（第39条）』のどちらかを選択
- 上記により『部分払（第39条）』を選択した場合は契約書上部に『第38条抹消』と記入し、捺印を押印する。

(部分払)

第39条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中 回を超えることができない。

- 上記条文の赤字箇所には、契約金額に応じて以下のとおり記入する。

契約金額	1,000万円未満	『工期中0回』
	1,000万円以上3,000万円未満	『工期中1回』
	3,000万円以上1億円未満	『工期中2回』
	1億円以上	『工期中3回』

- 契約金額が1,000万円以上の場合、『中間前払金（第38条）』か『部分払（第39条）』のどちらかを選択
- 『中間前払金（第38条）』を選択した場合、上記条文の赤字箇所を『工期中0回』と記入する。

※いかなる場合も『部分払（第39条）』は抹消しないでください。

(契約不適合責任期間等)

第58条 発注者は～の規定による引渡しを受けた日から 2年以内 でなければ～以下省略。

※設備機器・室内装飾・家具等は1年以内。

(火災保険等)

第59条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 建築物及び建築物内の機器設備等の施工する際に、火災保険証券の提出を求めます。
- 保証期間は竣工日より1ヶ月間先まで加入をお願いします。

(その他注意事項)

パソコンで予め印字していない文字を書き加える場合（手書きやゴム印）は、捨印で処理することといたしますので、前もって契約書全ページの上部余白箇所に捨印を押印されていても結構です。

ただし、金額の修正や契約締結日及び工期、代表者名等、契約の基本となる項目については、捨印での処理を認めませんので、再作成の上、差し替えをお願いします。